

改正	2012年4月1日	2015年4月1日
	2018年4月1日	2019年4月1日
	2021年4月1日	

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第148条に基づき、中京大学大学院（以下「本大学院」という。）の大学院研究生に関し必要な事項を定める。

(出願資格及び定員)

第2条 大学院研究生の出願資格及び定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文学研究科においては、大学院の文学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 5人
  - (2) 国際英語学研究科においては、大学院の国際英語学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 6人
  - (3) 心理学研究科においては、大学院の心理学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 6人
  - (4) 社会学研究科においては、大学院の社会学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 5人
  - (5) 法学研究科においては、大学院の法学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 5人
  - (6) 経済学研究科経済学専攻においては、大学院の経済学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 3人
  - (6の2) 経済学研究科総合政策学専攻においては、大学院の経済学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 3人
  - (7) 経営学研究科においては、大学院の経営学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 5人
  - (8) 工学研究科においては、大学院の工学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 10人
  - (9) スポーツ科学研究科においては、大学院のスポーツ科学研究科若しくはこれに相当する大学院の研究科の修士課程を修了して修士の学位を得た者（修了見込みを含む。）又は研究科委員会において前者と同等以上の学力があると認められた者 若干名
- 2 外国人留学生においては、前項の出願資格に加え、次に掲げるいずれかの条件を満たさなければならない。
- (1) 「日本語能力試験」において本学が指定するレベル（又は級）以上であること。
  - (2) 「日本留学試験」において本学が指定するスコア以上であること。
  - (3) 日本の大学を卒業していること。
- 3 外国人留学生においては、前項の条件を満たさない場合であっても、指導教員との直接の面談の下、前項の条件と同等の日本語力があると指導教員から判断を受けた者については、出願できるものとする。

(出願手続)

第3条 大学院研究生として出願する者は、本大学院の指定する期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 中京大学大学院研究生志願書
- (2) 最終学校の修了(見込み)又は卒業(見込み)証明書
- (3) 最終学校の成績(単位修得見込み)証明書
- (4) 中京大学大学院研究生研究計画書
- (5) その他研究科委員会が必要と認めるもの

2 外国人留学生の出願を認める研究科においては、前項第2号及び第3号の証明書については、それに代わる政府機関発行の公証書(原本)を認め、加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 最終修了学校の推薦書(原本)。ただし、本大学院の修了生は、推薦書の提出は不要とする。
  - (2) 第2条第2項第1号から第3号までのいずれかを証明するもの
  - (3) 日本在住者にあつては、在留資格を明記する書類の写し。ただし、自国在住者にあつては、入学決定後速やかに提出しなければならない。
  - (4) パスポートの写し
  - (5) 身元保証書(本学指定のもの)
  - (6) 履歴書(本学指定のもの)
  - (7) 自国の国外留学試験合格を証明するもの(有する場合のみ)
- (受入可否審議)

第4条 大学院研究生の受入可否審議は、研究科委員会が行うものとする。

(入学手続)

第5条 大学院研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、学則第21条に規定する研究生入学金及び研究生研究料を納付しなければならない。

2 研究生研究料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の入学手続を完了した者に、大学院研究生として入学を許可する。

(研究費)

第7条 大学院研究生の研究に要する費用は、設備に附帯するもののほか、全て自弁とする。

(在学期間及び入学時期)

第8条 大学院研究生の在学期間は1年度間とし、入学時期は原則として学期の始めとする。

2 在学期間が満了しても、研究のため、なお引続き在学しようとする者は、その旨を研究科長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

3 前項の場合、第3条第1項第1号及び第4号並びに第2項第3号から第5号までの書類を提出しなければならない。

4 学長は、前項の提出書類の確認後、研究科委員会の審議を経て、引き続き大学院研究生として在学することを許可する。

(研究報告)

第9条 大学院研究生は、当該年度の研究終了時に、その研究に関し書面をもって指導教員を経て、研究科長に報告しなければならない。

(研究報告原簿)

第10条 指導教員は、各学期の終わりに、研究報告原簿を研究科長に提出しなければならない。

(証明書)

第11条 大学院研究生として在学した期間については、本人の請求により在籍期間証明書を発行する。

(その他)

第12条 大学院研究生については、この規程に定めるもののほか、学則に定める正規の課程の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。